

第232回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和元年9月30日（月）10：00～10：15

場所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、圓尾委員

○八田委員長 おはようございます。ただいまから第232回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

議題は、「議事次第」にあるとおりですけれども、議事に入る前に、事務局から議事の運営、資料の取り扱いについてご説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長 第2部の3つの議題につきましては、個別企業の情報を取り扱うということですので、議事は非公開とし、「議事要旨」を後日委員会ホームページに掲載すると。仮に会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めてご相談すると。このような取り扱いにしたいと考えてございます。念のためご確認をいただければと存じます。

○八田委員長 それでは、「議事次第」の「第2部」で記されている議題については非公開でやりたいと思いますが、ご異存ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異存ありませんでしたので、そうさせていただきます。

最初の議題ですが、「『新しい火力電源入札の運用に係る指針』の改定について」です。遠藤課長からご説明をお願いいたします。

○遠藤取引監視課長 では、資料の3ページからごらんいただければと思います。

今回、趣旨としましては新しい火力電源入札の運用に係る指針について、火力電源入札専門会合での審議を踏まえた改定案についてご検討いただくというものでございます。

この指針につきましては、競争が十分機能するまでの間、経過措置料金の適正性を確保することを目的とした制度でございます。法律上の義務はございませんけれども、指針に基づく入札を経た電源は落札価格を適正な原価とみなすこととされているという制度でございます。

1番の審議状況、今後の予定についてでございますけれども、本年3月から9月に

かけまして、専門会合が2回開催されまして、ガイドラインの改定案について審議を行ったということでございます。最終的に専門委員より了解が得られまして、座長一任ということでされたところでございます。本日はガイドラインの改定案について、この委員会でご検討いただいた上で、ご了解いただければパブリックコメントに付す予定ということでございます。

今回のガイドラインの改定の内容でございます。3ページ目の2のところでございますけれども、まず1つ目としましては、ガイドラインにつきまして、昨今の小売市場に多くの新電力が参入してそのシェアは年々増加していること、また、卸売分野における競争も拡大しているなどの事情の変化を鑑みまして、旧一般電気事業者が競争力低下につながるような非効率な電源投資を行う蓋然性は低下しているというような事情に鑑みまして、今後の火力電源調達につきましては、このガイドラインに沿った入札を行うかどうかということについては、事業者みずからの判断において、適切な方法について調達するということ。それから、事業者における適切な調達を促進する観点から、効率的かつ透明性の高い調達方法である本指針による入札というのは引き続き維持することとして、この指針に基づいて調達を行った場合には、経過措置料金の審査において、一定の配慮を行うというものでございます。

2点目につきましては、4ページ目の②というところでございます。そちらにチャート図で書いてございますけれども、とはいえ本指針に基づく入札を行った結果について、全てそのままストレートに原価としてみなすということではございませんで、入札を実施した結果、自社1社しか応札がなかった場合というのは、必ずしも競争性が十分担保されたとははいえないことから、料金の値上げ時には料金の査定の対象になるということでございます。それから、入札を実施して他社からの応札があった場合には競争性が担保されたとみなして、その結果については原価として認めるということでございます。

ただし、ちょっと小さいのですけれども、※に書いてございますが、他社の応札があった場合でも入札手続に関して操作や不正等がないかどうかということは専門会合でチェックをした上で、特段の事情が認められた場合には過去の調達実績等を参考にしつつ、個別に査定するというものでございます。入札を実施しない場合には、値上げ時には料金査定を行うということでございます。

以上でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対するご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

では、異論がありませんでしたので、事務局において必要な手続をとっていただきたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、「離島供給約款以外の供給条件の承認について」です。これは田中課長からご説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　それでは、ご説明をいたします。資料の49ページ目でございますが、離島供給約款以外の供給条件の承認についてということでございまして、東京電力パワーグリッド株式会社が9月26日付で経済産業大臣から承認を受けた台風15号により被災された電力の使用者に対する離島供給約款以外の供給条件について、本年10月1日から適用される離島供給約款においても引き続き同一の扱いとするため、9月27日付で東京電力P Gから経済産業大臣に承認申請があり、9月27日付で経済産業大臣からこれについての意見の求めがあったところ、当該承認への委員会としての回答についてご確認いただくということでございます。

経緯といたしましては、もともと本年10月1日から消費税率等が変更されることを受けて、9月2日付で東電P Gから経済産業大臣に離島供給約款の変更の届け出があったところでございます。

これを受けまして、9月26日付で経済産業大臣から承認を受けた特別措置について、10月1日から適用される離島供給約款においても引き続き同一の取り扱いとするための承認申請が東電P Gから経済産業大臣にあったところでございます。

その当該申請を受けまして、電事法に基づき経済産業大臣から委員長に対して意見の求めがあったというのが本件に関する経緯となっております。

私からの説明は以上でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対してご質問、ご意見はございませんでしょうか。――では、異存はありませんか。

（質問、意見等：なし）

それでは、異論がございませんので、事務局において必要な手続をとっていただき

たいと思います。

それでは、本日、第1部で予定していた議事は以上ですけれども、ほかに何かありますでしょうか。

○恒藤総務課長 第2部は、準備が整い次第開催をいたします。

以降の議題については非公開となりますので、申しわけございません、一般傍聴の方は退室をお願いいたします。

以上でございます。

○八田委員長 それでは、どうもありがとうございました。

——了——